

NEWS RELEASE

令和6年6月25日
一般社団法人 信託協会

公益信託の受託状況

(令和6年3月末現在)

一般社団法人 信託協会（会長 高倉 透）では、今般、令和6年3月末現在の公益信託の受託状況を取りまとめました。

○ 令和6年3月末現在では、受託件数は378件、信託財産残高は534億円となりました。

信託目的別件数の上位をみると、奨学金支給が123件（受託額208億円）、自然科学研究助成が61件（同65億円）、教育振興が47件（同15億円）となっています。

○ また、助成先への給付状況は、昭和52年の第1号発足以降の累計で、助成先数24万件、給付額1,023億円となっています。

○ なお、令和5年度中の新規受託はありませんでした。

公益信託とは、個人や法人等が、金銭等の財産を、学術、技芸、慈善、祭祀等の公益目的のために信託銀行等に信託し、信託銀行等の受託者がその財産を管理・運用し、公益目的を実現するよう任務を遂行するものです。

信託業界は、公益信託の受託を通じ、社会貢献に努めており、当協会といたしましても、今後とも引き続き、公益法人制度とともに民間公益活動を支える公益信託制度の普及・発展を通じ、公益的活動の一層の活性化に寄与していきたいと考えております。

以上

本件に関する照会先：

(一社) 信託協会 総務部（広報担当） 松村・河西・木村
業務部 青沼
電話 03-6206-3992

公益信託受託状況

令和6年3月末現在
[単位：件、百万円]

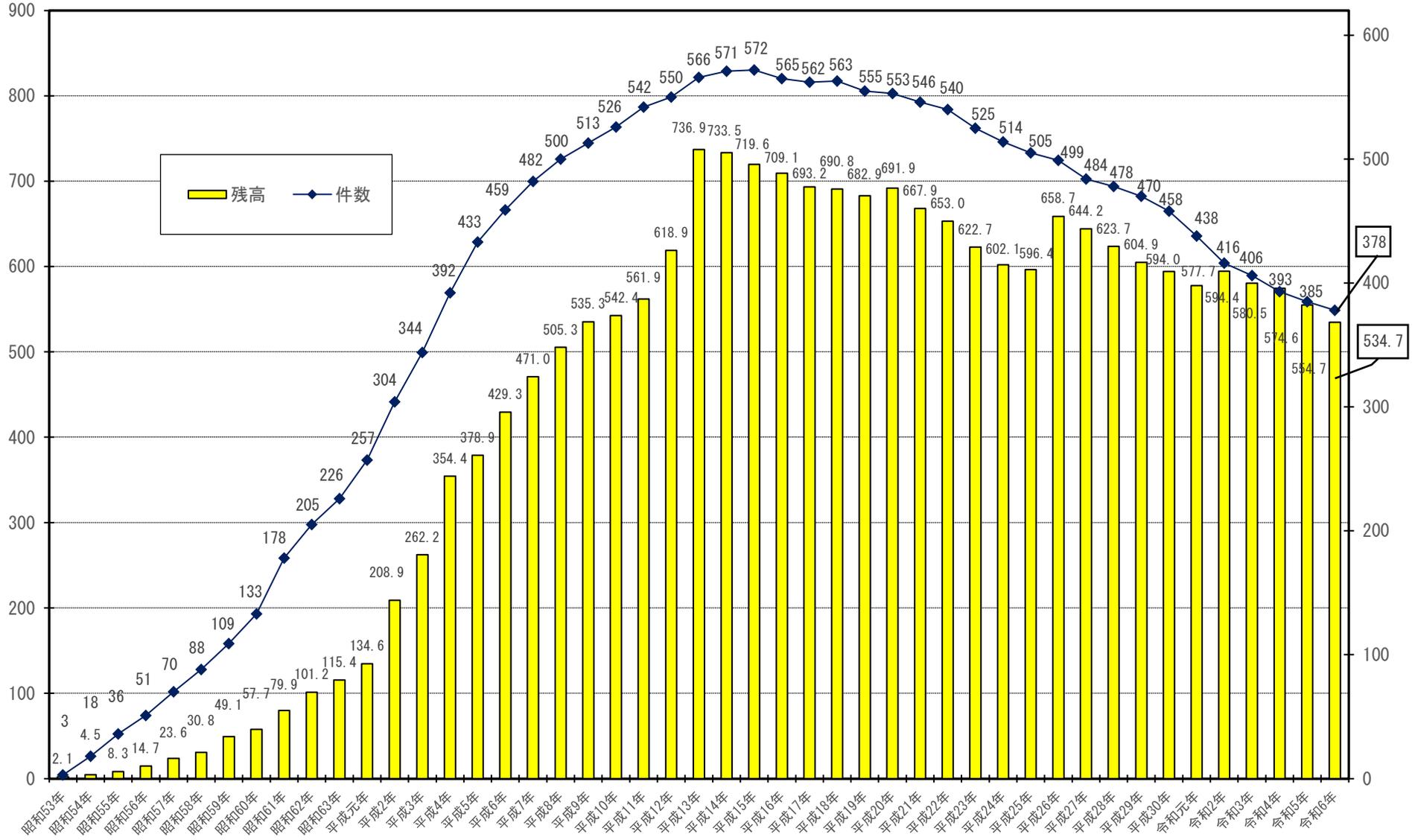
信託目的	件数	信託財産残高
奨学金支給	123 (－)	20,867 (－)
自然科学研究助成	61 (－)	6,564 (－)
教育振興	47 (－)	1,544 (－)
国際協力・国際交流促進	26 (－)	2,831 (－)
社会福祉	28 (－)	2,681 (－)
芸術・文化振興	18 (－)	4,431 (－)
都市環境の整備・保全	27 (－)	6,887 (－)
自然環境の保全	16 (－)	3,919 (－)
人文科学研究助成	12 (－)	809 (－)
文化財の保存活用	2 (－)	93 (－)
動植物の保護繁殖	1 (－)	74 (－)
その他	17 (－)	2,771 (－)
合計	378 (－)	53,477 (－)

(注) () は令和5年度中の新規受託分。

受託件数、信託財産残高の推移

(億円)

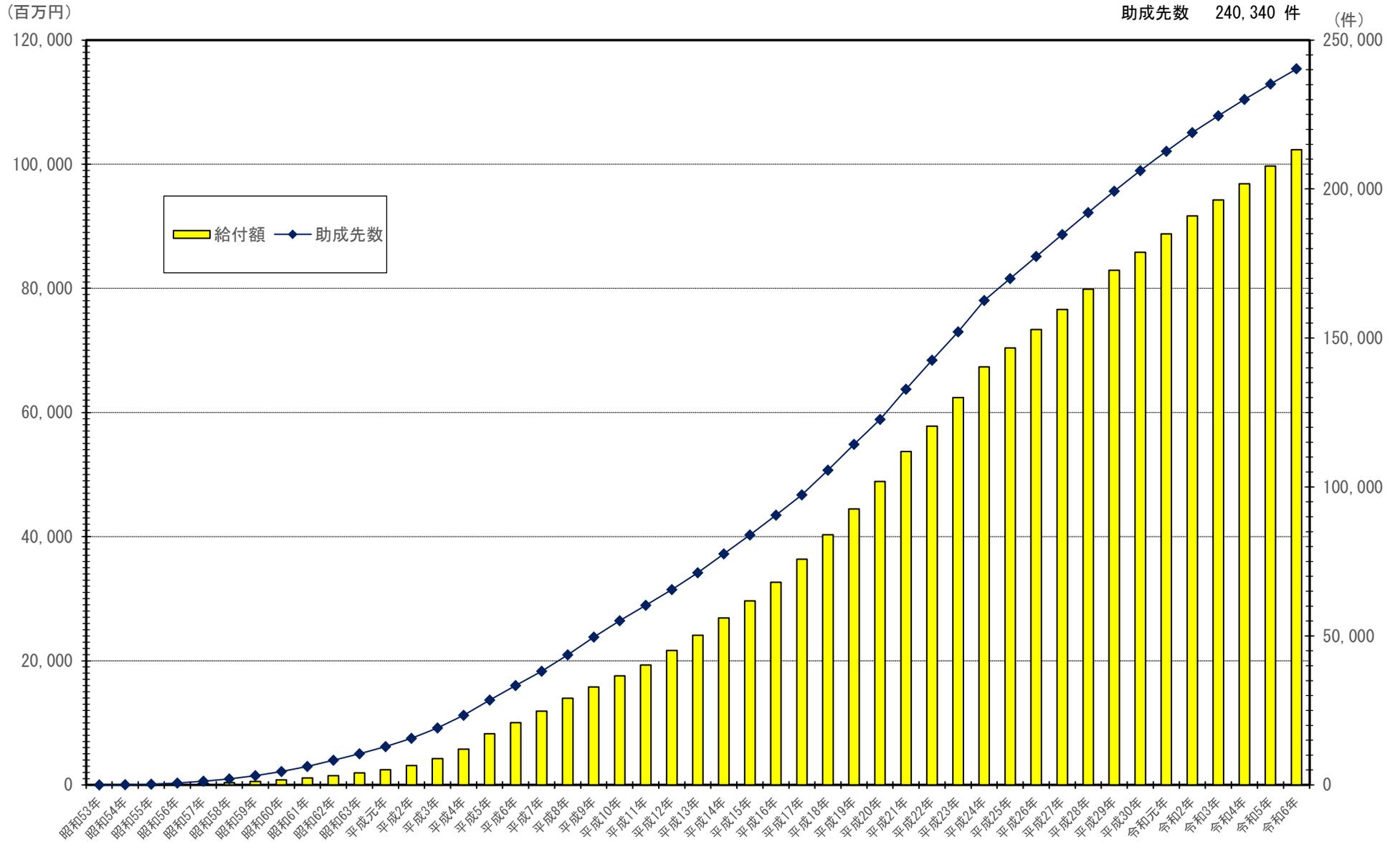
(件数)



(3月末現在)

助成先数、給付額の推移（累計）

給付額 102,338 百万円
 助成先数 240,340 件 (件)



(3月末現在)

公益信託の概要

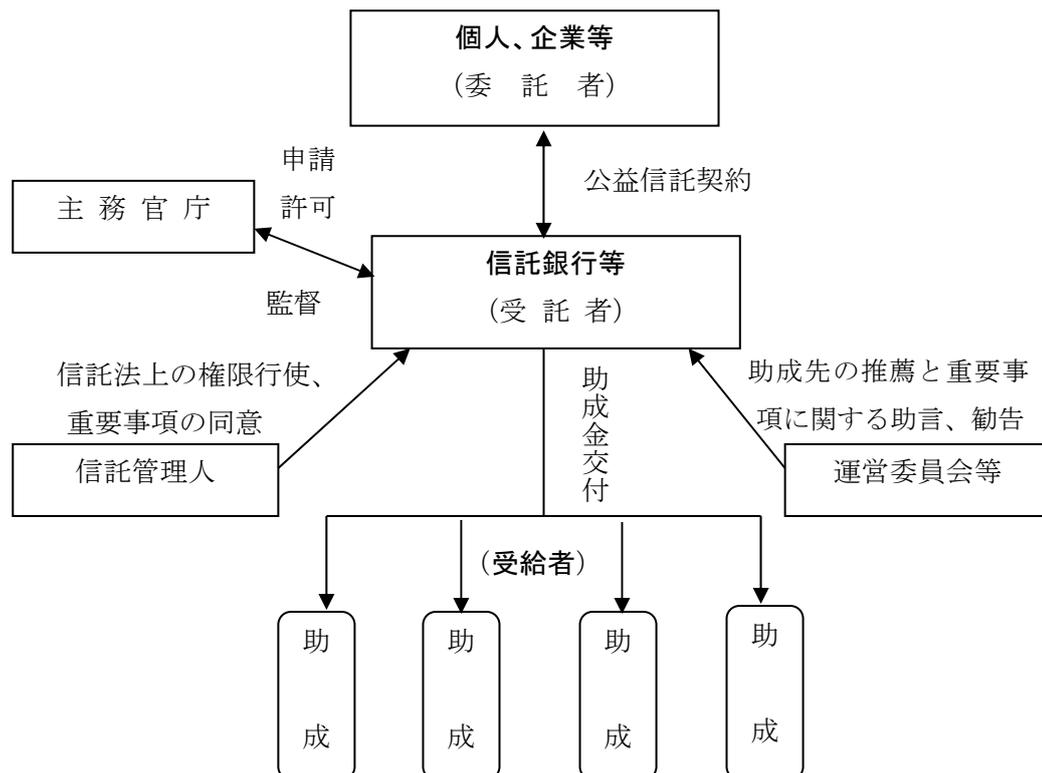
公益信託は、公益財団法人と同様に民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、1922（大正11）年制定の信託法において規定されましたが、その後、50年ほどは利用されてきませんでした。

しかし、1977（昭和52）年に第1号が誕生して以来、個人や企業等の善意に支えられ、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されています。

公益信託の仕組み・特色は以下のとおりです。（注：現行公益信託法を前提とした内容）

<仕組み>

公益信託は、個人や企業等（委託者）が拠出した財産を信託銀行等（受託者）に信託し、信託銀行等が、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、不特定多数の方（受給者）のために役立てるものをいいます。



<公益信託の特色>

- ①公益信託は、公益財団法人と異なり、受託者が主務官庁への許可申請等をすべて行いますので、設置手続きが簡単です。
- ②公益信託は、信託財産を取り崩して公益活動に活用できるので、一般に、公益財団法人に比べて小規模の資金を効率的に公益のために役立てることができます。

公益信託制度の見直しについて

2006（平成18）年に、旧信託法が抜本的改正により現代化された際、公益信託制度については、当時検討中であった公益法人法制の動向を踏まえた審議を行う必要があったことから、後に検討することとされ、公益信託に関する規定については若干の改正にとどまりました。

その後、2013（平成25）年11月に新たな公益法人制度への移行期間が満了したことを踏まえ、法制審議会では、2016（平成28）年6月から信託法部会を再開し、2019（平成31）年2月に公益信託法改正要綱がとりまとめられ、法務大臣に答申されました。

2024（令和6）年3月には「公益信託ニ関スル法律」を全部改正する「公益信託に関する法律案」が国会に提出され、5月14日に成立、5月22日に公布されました。施行期日は、公布後2年以内において政令で定める日（令和8年4月予定）とされています。

「公益信託に関する法律」の概要は以下のとおりです。

1. 主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共通）による許可・監督制の創設
 - ・ 公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
 - ※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
 - ・ 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
 - ・ 公益信託の変更等は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
 - ・ 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。
2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定
 - ・ 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
 - ・ 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。

- ・ 公益信託において公益法と整合した財務規律を設ける。
- ・ 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならぬ等の規定を設ける。
- ・ 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。